



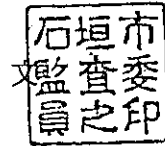
石垣市監査委員告示第1号

平成30年度定期監査結果報告書の公表

平成30年度定期監査の結果に関する報告を、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

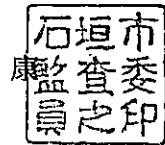
平成31年3月5日

石垣市監査委員 大 濱 博



同

長 山 家



## 平成 30 年度 定期監査報告書

- 第 1 監査の種類** 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項に基づく監査
- 第 2 監査の方法** 平成 30 年度（平成 30 年 9 月 30 日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提供を求め、関係各課から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、条例や関係法規に基づき適正かつ効率的に行なわれているか、また、それら事業は経費に見合った効果を挙げているのか等を主眼として実施した。
- 第 3 監査の対象** 会計課（P 2～P 3）  
教育部（P 4～P 27）  
総務課、学務課、学校教育課、いきいき学び課、文化財課、図書館、博物館、給食センター、市史編集課  
消防本部（P 28～P 32）  
総務課、予防課、警防課、消防署  
行政委員会（P 33～P 35）  
選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局
- 第 4 監査の期間** 平成 30 年 10 月 29 日から平成 31 年 2 月 22 日まで
- 第 5 監査の結果** 次のとおりである。  
なお、主な意見は結果のとおりであるが、軽易な指摘事項については改善、検討をするよう要望したので省略する。  
※ 文中「指摘事項等」は次の区分によるものとする。  
（1）指摘事項  
重大な違法、不当及び不正が認められる状況への指摘とする。  
（2）是正事項  
違法性や不当性等は見られないが、改善を要する悪い状況に対し対応を求める。  
（3）注意事項  
好ましくない状況が見受けられるので、気をつけるよう申し述べること。  
（4）要望事項  
予算執行の効果や事業成績の見地から、事態の向上を求め望むこと。

《 会 計 課 》

**1 職員の配置状況**

会計課の職員の配置状況は、職員 6 名（会計管理者兼課長、課長補佐兼係長 1 名、主任 1 名、主事 3 名）賃金職員 4 名となっている。

**2 主な事務事業**

現金の出納保管に関すること、決算の調製に関すること、諸収入及び支出原簿に関すること、収入及び支出命令の審査に関すること等を所管している。

**3 予算の執行状況**

**(1) 歳入の執行について**

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 10 万 2,000 円に対し、調定額は 1,907 万 1,032 円で、執行率は 18,697.1%、また調定額に対する収入済額は、1,900 万 2,182 円で、執行率は、99.6%となっている。

**(2) 歳出の執行について**

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 5,628 万 6,000 円に対し、支出負担行為額は 3,692 万 338 円で、執行率は 65.6%、また、支出負担行為額に対する支出済額は 1,942 万 6,998 円で、執行率は 52.6%となっている。

**(3) 収入未済額について**

平成 30 年 9 月末現在、収入未済額は、証紙収入 6 万 8,850 円となっているが、後日収入済である。

**4 契約事務の状況**

**(1) 業務委託契約について**

業務委託契約は、ローレル現金処理機器保守委託（33 万 6,312 円）、指定金融機関の派出業務委託（372 万 6,000 円）、公金収納関連情報処理サービス業務委託（1,467 万 6,012 円）等について、予定価格調書、契約書、支出負担行為書等の履行状況を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

**(2) 使用料及び賃借料の契約について**

使用料及び賃借料は、紙幣硬貨入出金機等リース（長期継続契約 年額 50 万 4,144 円）、A3 モノクロプリンター賃貸借（長期継続契約 年額 7 万 8,840 円）、券売機賃貸借（長期継続契約 年額 40 万 1,760 円）等について、支出負担行為書等の履行状況を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 サービスの管理状況

出退勤システムにより出力された出勤簿の各項目を照合した結果、適正に整理されていると認めた。

## 6 指摘事項等

### 予定価格調書の封筒について（注意事項）

予定価格調書の封筒は、件名、日時、場所を記載する項目を設けているが、日時場所を記載していないものが見受けられたので、適切に記載していただきたい。

《 総 務 課 》

**1 職員の配置状況**

総務課の職員配置状況は、職員 8 名（課長、総務係 3 名、企画調整係 2 名）、賃金職員 2 名（総務係）となっている。

**2 主な事務事業**

総務課は奨学基金に関する事、教育事務点検評価に関する事、大濱信泉記念館に関する事、教育委員会会議に関する事、八重山地区市町教育委員会協議会に関する事、学校職員安全衛生管理に関する事、スクールバスに関する事、県費負担教職員の服務に関する事等を含む 45 の事務を行うこととされている。

**3 予算の執行状況**

**（1）歳入の執行について**

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 3,544 万 8 千円に対し、調定額は 4,407 万 947 円で、執行率は 124.3%である。また、調定額に対する収入済額は 1,272 万 941 円で、執行率は 28.9%となっている。調定額が予算現額を上回っている理由は、奨学貸付金滞納繰越金の予算現額 2,256 万円に対し、調定額が 4,050 万 5,000 円となっていることによる。

**（2）歳出の執行について**

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 10 億 706 万 9,000 円に対し、支出負担行為額は 5 億 1,773 万 909 円で、執行率は 51.4%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 4 億 5,195 万 4,482 円で、執行率は 87.3%となっている。

支出に関する財務会計事務について審査した結果、適正に処理されていることを認めた。

**（3）収入未済額及び滞納整理状況について**

平成 30 年 9 月末現在、奨学金貸付金元利収入において 3,133 万 5,000 円の収入未済額が発生している。

現年度分：877 万 5,000 円（68 件）、過年度分：2,256 万円（29 件）となっている。

過年度分の奨学貸付金償還金の滞納者または償還遅延者について、通知、電話などは行なわれているが法的措置（強制執行等）は行われていない。

**（4）資金前渡について**

旅費、交際費、出席者負担金の 18 件（247,880 円）について支出が行われており、適正に処理されていることを認めた。

## 4 契約事務の状況

### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、ごみ収集処理業務委託（19万4,400円）、大濱信泉記念館指定管理委託（400万円）、スクールバス運行委託（228万円×2名）、スクールバス車庫建替基本設計業務委託（49万1,400円）、スクールバス車庫建替実施設計業務委託（49万6,800円）について契約が締結されており、契約、支出などについて審査を行なった結果、おおむね適正に行われていることを認めた。

### (2) 使用料及び賃借料の契約について

主な使用料及び賃借料の契約として、複写機賃貸借契約（年額79万9,200円）や心のセルフチェックシステム使用料（年額8万4,240円）などの契約が締結されており、これらの契約について、入札、契約、支出などに係る書類の審査を行なった結果、適正に処理されていることを認めた。

## 5 財産の管理状況

### (1) 行政財産の管理について

教育委員会庁舎（土地・建物）、大濱信泉記念館（土地・建物）を管理している。大濱信泉記念館は指定管理者により管理運営されており平成30年9月末現在、501件183万8,200円の使用料収入が見られ、収納未済金は見られない。

### (2) 車両の管理について

8台の車両を管理しており、うち3台がリースである。関係台帳や任意掛金等の支出を審査した結果、おおむね適正に管理されているが、沖縄46ろ3715ライトエース、沖縄580よ2234スペーシア、沖縄480ゆ6543エブリィについて、運行日誌に記載されていない箇所が見受けられた。

## 6 補助金の交付状況

八重山地区小中学校校長会、八重山地区公立小中学校教頭会、八重山地区小学校体育連盟など8団体に対して補助金の交付を行っており、交付申請、交付額決定、実績報告、交付額確定、概算払いの場合は精算などの処理について審査を行なった結果、適正に処理されていることを認めた。

## 7 サービスの管理状況

出退勤管理システムから出力された出勤簿を確認した結果、適正に管理が行われていることを認めた。

## 8 指摘事項等

### (1) スクールバス運行委託契約書について（是正事項）

スクールバス運行業務委託契約書の裏表紙で乙の割印がされていない。

## **(2) 随意契約に係る支出負担行為書について（是正事項）**

随意契約を締結するための支出負担行為書において、備考欄の記載がされていない。支出負担行為書の備考欄は、随意契約締結の根拠法令や根拠規則などを記載する仕様となっており、財務会計行為の正当性を裏付けるために設けられていることから、適切に記載すべきと考える。

## **(3) 選手派遣費補助「受領報告書」について（注意事項）**

児童・生徒派遣費助成事業（沖振交）において、補助金交付後に提出された受領報告書の受領印をサインで報告しているものが見受けられた。この報告書は、各対象者が補助金を受領したことを証明する文書であることから、サインで受領したことを報告するのは、好ましくないと考える。

また、受領報告書の受領印を押印していないものが見受けられた。

## 《 学 務 課 》

### 1 職員の配置状況

学務課の職員配置状況は、職員 10 名（課長、施設係 4 名、学務係 4 名）、賃金職員 1 名（学務係）となっている。

### 2 主な事務事業

学務課は、学校割当て予算の編成及び執行に関する事、学校の環境衛生に関する事、学校施設使用及び使用料に関する事、児童、生徒の就学及び就学猶予並びに転入学、退学その他学籍に関する事、児童、生徒、教職員の健康診断に関する事、教科書給与事務、教師用教科書及び教師用指導書に関する事、へき地児童生徒援助費等補助金（修学旅行費・保健管理費）に関する事、遠距離児童生徒通学費補助に関する事、学校施設の整備計画に関する事等を含む 35 の事務を行うこととされている。

### 3 予算の執行状況

#### （1）歳入の執行について

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 2 億 5,017 万円に対し、調定額は 150 万 9,366 円で、執行率は 6.0%である。また、調定額に対する収入済額は 1,997 万 266 円で、執行率は 132.3%となっている。執行率が上回っている理由は、体育館・グラウンド等使用料（小学校・中学校）において、同年 9 月末現在、調定書を作成していないためである。

また、学校施設環境改善交付金 5,569 万 2,000 円、義務教育施設整備負担金（小学校費）1,238 万 4,000 円、義務教育施設整備事業債（小学校債）1 億 4,480 万円が明許繰越費として計上されている。

#### （2）歳出の執行について

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 8 億 2,851 万 5,000 円に対し、支出負担行為額は 4 億 7,042 万 2,697 円で、執行率は 56.8%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 1 億 9,294 万 7,268 円で、執行率は 41%となっている。

教育・保育環境整備事業 2,188 万 2,000 円、学校図書館図書整備費（小学校費）294 万 9,000 円、白保小学校校舎新增改築事業（小学校費）2 億 4,718 万 2,000 円、学校図書館図書整備費（中学校費）205 万 4,000 円、合計で 2 億 7,406 万 7,000 円が明許繰越費として計上されており、支出負担行為済額は 2 億 1,445 万 8,396 円で執行率は 78.3%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 1,933 万 9,236 円で執行率は 9%となっている。

#### （3）資金前渡について

報酬 1 件について支出が行われており、適正に処理されていることを認めた。



## 4 契約事務の状況

### (1) 業務委託契約について

主な業務委託契約として、中学校給食調理場衛生検査（69万2,938円）、ごみ収集処理業務委託・小学校9校（475万2,000円）、小学校機械及び巡回警備業務委託（326万5,920円）、登野城小学校ブロック塀改修設計業務委託（49万6,800円）などが締結されており、入札、契約、支出などについて審査を行なった結果、適正に処理されていることを認めた。

### (2) 使用料及び賃借料の契約について

主な使用料及び賃借料の契約として、市立教育施設AED賃貸借（3件：合計79万7,688円）、複写機及び印刷機賃借料（15件：合計474万4,956円）などが締結されており、入札、契約、支出などについて審査を行なった結果、適正に処理されているものと認めた。

## 5 工事の施工状況

主な工事として、小中学校扇風機取替工事、真喜良小学校体育館屋根補修工事、石垣中学校トランス工事などが行なわれ、平成29年度の市立小中学校空調設備工事は、クラウドファンディングによる事業であった。これらの工事の施工状況について、入札、契約、支出などに係る書類から審査を行なった結果、おおむね適正に管理されていることを認めた。

## 6 財産の管理状況

### (1) 行政財産の管理について

小学校20校、中学校9校について、損害保険に加入するなど適正に管理されていることを認めた。

### (2) 借用財産の管理について

名蔵小中学校用地として、石垣島製糖株式会社と土地賃貸借契約を締結している。広さは約1万8,655平方メートル（5,643坪）で年額300万円としている。賃貸借契約について審査した結果、適正に処理されていることを認めた。

### (3) 目的外使用について

9月末時点での行政財産目的外使用件数は小学校115件（使用料収入96万6,500円）、中学校109件（使用料収入96万8,900円）となっている。

定期監査で提出された調書では、使用料収入の調定がされていなかったが、その後に会計処理をしていることを確認した。

## 7 補助金の交付状況

### (1) 石垣市遠距離通学費補助金

石垣市遠距離通学費補助金について、小学校（平成 29 年度：14 万 1,332 円・平成 30 年度：15 万 4,728 円）、中学校（平成 29 年度：93 万 1,527 円・平成 30 年度：74 万 4,969 円）が交付されており、申請や交付決定などの事務について審査した結果、適正に処理されていることを認めた。

## 8 サービスの管理状況

出退勤管理システムから出力された出勤簿を確認した結果、適正に管理が行われていることを認めた。

## 9 指摘事項等

### （1）随意契約に係る支出負担行為書について（是正事項）

随意契約を締結するための支出負担行為書において、備考欄の記載がされていない。支出負担行為書の備考欄は、随意契約締結の根拠法令や根拠規則、特記事項などを記載する仕様となっており、財務会計行為の正当性を裏付けるために設けられていることから、適切に記載すべきと考える。

### （2）予定価格調書の封筒について（注意事項）

予定価格調書の封筒は、件名、日時、場所を記載する項目を設けているが、日時、場所を記載していないものが数件、見受けられたので、適切に記載していただきたい。

### （3）起案文書について（注意事項）

起案用紙に設けられている決裁区分、文書保存区分、決裁日、情報公開の可否について、未記入のものが数件、見受けられた。起案用紙は、「石垣市文書取扱規定」に基づいた仕様であり、決裁区分などは未記入のままにせず、適切に記入していただきたい。

また、公文書は実施機関の責務として、石垣市情報公開条例第 3 条第 3 項で「(前略) 文書の作成及び管理を怠ってはならない」としており適切な文書作成に努められたい。

### （4）体育館・グラウンド等使用料について（要望事項）

学校施設の使用許可における体育館・グラウンド等は、年間を通じて使用されており、使用料は納付されているが、9 月末時点では調定されていなかった。学校から使用に伴う納付通知があった場合は、事務を長期間保留せず、定期的な会計処理が適切ではないかと要望する。

## 《 学校教育課 》

### 1 職員の配置状況

学校教育課の職員配置状況は、職員 9 名（課長、指導係 6 名、情報教育推進係 2 名）、嘱託職員 5 名（臨床心理士 1 名、学校 ICT 支援員 4 名）となっている。

### 2 主な事務事業

学校教育課は、学校管理職・教職員の研修に関する事、県費負担教職員の定期人事異動事務に関する事、学力向上推進に関する事、教員評価システムに関する事、学校評議員に関する事、学校安全・防災計画及び危機管理に関する事、教科書の採択に関する事、就学支援委員会に関する事、教育研究所に関する事、外国語学習支援員(ALT)に関する事、学校 ICT 支援員に関する事、情報関連機器及びシステムに関する事等を含む 46 の事務を行うこととされている。

### 3 予算の執行状況

#### (1) 歳入の執行について

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 45 万円に対し、調定額及び収入済額は 0 円で、執行率は 0%である。

これは本年度の歳入である「沖縄県教育委員会研究指定校事業研究委託料」について、9 月末の時点で収納されていないことによる。

#### (2) 歳出の執行について

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 2 億 1,734 万 7,000 円に対し、支出負担行為額は 1 億 1,819 万 5,000 円で、執行率は 54.4%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 7,920 万 9,000 円で、執行率は 67%となっている。

#### (3) 資金前渡について

「生徒指導主任研修会講師旅費」、「iPad の修理・小学校 7 校 15 件」について行われており、適正に処理されていることを認めた。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託契約について

平成 30 年度実施教員採用候補者選考試験石垣市直前対策講座業務委託（契約額 32 万 5,324 円）、小中学校一斉メール配信システム保守サービス業務委託（契約額 44 万 640 円）、学校ネットワークシステム保守管理委託（契約額 41 万 2,128 円）が締結されており、契約、支出などについて審査を行なった結果、適正に処理されているものと認めた。

## **(2) 使用料及び賃借料の契約について**

主な使用料及び賃借料契約として、TOOLi-S (ツールアイ) 使用料 (年額 81 万円)、学校ネットワークシステムウイルス対策ソフト使用料 (年額 230 万 400 円) などの契約が締結されており、契約、支出などについて審査を行なった結果、適正に処理されているものと認めた。

## **5 財産の管理状況**

### **車両の管理について**

5 台の車両を管理しており、うち 2 台はリースである。

運行日誌、自動車検査証、保険料の支出等に係る書類を審査した結果、おおむね適正に管理されていることを認めた。

## **6 補助金の交付状況**

石垣市学力向上推進委員会に対して補助金を交付しており、交付申請、交付額決定、実績報告、交付額確定、概算払いの場合は精算などの処理について審査を行なった結果、適正に処理されていることを認めた。

## **7 発刊物の状況**

『平成 29 年度第 20 号研究報告書』100 部 (契約額 7 万 200 円)、『平成 30 年度教育研究所要覧』100 部 (契約額 2 万 9,160 円) を発刊している。契約、支出などについて審査を行なった結果、適正に処理されているものと認めた。

## **8 サービスの管理状況**

出退勤管理システムから出力された出勤簿を確認した結果、適正に管理が行われていることを認めた。

## **9 指摘事項等**

### **(1) 契約書について (是正事項)**

問題プリント作成データベースの物品販売契約書において、乙 (相手先) の割印がされていない。この割印は、契約の成立を証するために 2 通作成したことを示すものであることから、省くものではないと考える。

### **(2) 支出負担行為書について (是正事項)**

学校ネットワークシステム保守管理委託料 (起案日: 4 月 1 日) の支出負担行為書の決裁日が未記入であり、適切に記入していただきたい。

## 《 いきいき学び課 》

### 1 職員の配置状況

いきいき学び課は、職員 8 名（課長、学び係 5 名、青少年係 2 名）、嘱託職員 11 名（社会教育指導員 1 名、統括コーディネーター 1 名、教育相談員 1 名、生活指導員 2 名、ユースアドバイザー 2 名、子ども若者相談員 2 名、スクールライフサポーター 2 名）、賃金職員 2 名（学び係）となっている。

### 2 主な事務事業

いきいき学び課は、生涯学習の普及、啓発及び振興に関すること、青少年の社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること、社会教育委員に関すること、社会教育指導員に関すること、市立公民館の管理及び施設使用に関すること、市立公民館運営審議会委員の会議に関すること、文化会館の管理及び施設使用に関すること、生涯学習関連のデータベースの整備及び提供に関すること、学力向上地域支援に関すること、石垣市青少年センターに関することなどを含む 20 の事務を所管している。

### 3 予算の執行状況

#### （1）歳入の執行について

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 304 万 6,000 円に対し、調定額は 26 万 536 円で、執行率は 8.6%である。また、調定額に対する収入済額は 25 万 2,536 円で、執行率は 96.9%となっている。

#### （2）歳出の執行について

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 5,440 万 6,000 円に対し、支出負担行為額は 2,879 万 2,093 円で、執行率は 52.9%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 2,525 万 3,431 円で、執行率は 87.7%となっている。

#### （3）収入未済額及び滞納整理状況について

平成 30 年 9 月末現在、公民館使用料で 5,000 円（1 件）、文化会館使用料で 3,000 円（2 件）の収入未済額が発生していたが、現在は収納されている。

#### （4）資金前渡について

平成 30 年度石垣市小学生・中学生教育交流事業（岩手県北上市）受入に係る入館料（26 人分）について、支出が行われており、適正に処理されていることを認めた。

### 4 契約事務の状況

#### （1）業務委託契約について

主な業務委託契約として、石垣島天文台運営業務委託（年額：144 万円）、平得公民

館管理委託（年額 53 万 4,585 円）、文化会館管理委託（年額 45 万 8,973 円）、石垣市小学生・中学生教育交流事業台湾蘇澳鎮受入業務委託（104 万 951 円）などの契約が締結されており、入札、契約、支出などについて審査を行なった結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## **（２）使用料及び賃借料の契約について**

主な使用料及び賃借料の契約として、複写機賃貸借（２件：合計 45 万 5,544 円）、登校支援・家庭訪問等巡回車両リース（年額 26 万 7,840 円）などが締結されており、入札、契約、支出などについて審査を行なった結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## **５ 工事の施工状況**

石垣市立文化会館内エアコン設置工事が行われており、工事の施工状況について、入札、契約、支出などに係る書類から審査を行なった結果、おおむね適正に管理されていることを認めた。

## **６ 財産の管理状況**

### **（１）借用財産の管理について**

石垣市立文化会館の借地料契約（年額 83 万 7,499 円）を国（沖縄総合事務局 八重山財務出張所）と締結しており、その手続きについて審査を行なった結果、適切に処理されていることを認めた。

### **（２）行政財産の管理について**

石垣市立文化会館、石垣市平得公民館、旧パイヤ研究所を管理しており、石垣市立文化会館で財産使用 1 件（石垣市文化協会：収入 3 万円）となっている。

### **（３）車両の管理について**

6 台の車両と 1 台の原動機付き自転車を管理している。うち車両 4 台（青少年センター係）はリースである。保険料の支出や契約に関する書類を審査した結果、適正に管理されていることを認めた。

## **７ 補助金の交付状況**

社会教育団体育成補助金（10 団体）、石垣市青少年健全育成協議会補助金に対して補助金の交付を行っており、交付申請、交付額決定、実績報告、交付額確定、概算払いの場合は精算などの処理について審査を行なった結果、おおむね適正に処理されていることを認めたが、平成 29 年度に交付された補助金について、8 団体の補助金は精算されていない。

## 8 発刊物の状況

石垣市小学生・中学生教育交流事業（台湾蘇澳鎮、岩手県北上市）実績報告書 100部の発刊を予定しているが、平成30年9月末現在、未発刊である。

## 9 サービスの管理状況

出退勤管理システムから出力された出勤簿を確認した結果、適正に管理が行われていることを認めた。

## 10 指摘事項等

### （1）随意契約に係る支出負担行為書について（是正事項）

随意契約を締結するための支出負担行為書において、備考欄の記載がされていない。支出負担行為書の備考欄は、随意契約締結の根拠法令や根拠規則、特記事項などを記載する仕様となっており、財務会計行為の正当性を裏付けるために設けられていることから、適切に記載すべきと考える。

### （2）随意契約に係る公表について（是正事項）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規則で定められた相手と随意契約を締結する場合、石垣市財務規則第109条第2項第1号及び第2号の規定では、その旨を事前公表、事後公表しなければならないが、事後公表は確認できず、公表していないものと思われる。

### （3）補助金の精算について（是正事項）

10団体、1協議会に対して補助金の交付を行っており、申請受付、交付決定、実績報告及び確定などの事務について審査した結果、おおむね適正に処理が行われていることを認めたが、平成29年度に支出した8団体の補助金について、概算払いによって支出されているが精算が行われていない状況が見られた。

石垣市財務規則第55条において「支払事務の完了後7日以内に精算書に債権者から徴した領収書又は支払いを証明するに足りる書類を添えて精算しなければならない。」と規定されているが、補助金については財政援助団体からの決算報告を以て補助金額が確定した段階で精算を行うことが適当ではないかと考える。

### （4）補助金の確定通知文書について（是正事項）

社会教育団体補助金における平成29年度補助金確定通知文書について、年度の誤り、実績報告の日付で年の誤りが見受けられた。通知文書は、細心の注意をはらい作成していただきたい。

### （5）補助金の支出に係る財務会計文書について（注意事項）

平成29年度石垣市PTA連合会の補助金を支出する支出負担行為書及び支出調書において、細々節の誤りが見受けられた。適切に財務会計文書を作成していただきたい。

#### **(6) 石垣市青年団協議会の補助金について（要望事項）**

平成 30 年 9 月末時点で、石垣市青年団協議会の補助金交付申請がされていない。前年は伝統文化継承事業を補助事業の対象としているが、団体は通年で活動しており、予算執行の見地から、また同団体の指導育成においても年度早期に交付申請を行わせ、奨励されるよう要望する。



## 《 文 化 財 課 》

### 1 職員の配置状況

文化財課の職員配置状況は、職員 9 名（課長、文化財係 5 名、記念物係 3 名）、嘱託職員 1 名（記念物係）、賃金職員 4 名（記念物係）となっている。

### 2 主な事務事業

文化財課は、文化財審議会に関すること、文化財の基礎調査に関すること、文化財の維持管理と保護整備に関すること、文化財の指定に関すること、文化財の保護と開発調整に関すること、文化財の保存及び教育普及に関すること、その他文化財に関することについて所管している。

### 3 予算の執行状況

#### （1）歳入の執行について

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 2,615 万 4,000 円に対し、調定額は 31 万 4,500 円で、執行率は 1.2%である。また、調定額に対する収入済額は 31 万 4,500 円で、執行率は 100%となっている。執行率の低い原因は、歳入予算 9 科目のうち、調定及び収入が行われているのは、1 科目（宮良殿内観覧料）のみである。

#### （2）歳出の執行について

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 6,298 万 7,000 円に対し、支出負担行為額は 1,712 万 7,612 円で、執行率は 27.2%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 1,223 万 3,275 円で、執行率は 71.4%となっている。

執行率の低い原因は 9 月末時点で平得宇部御嶽遺跡発掘調査事業（569 万 1,000 円）、大浜地区歴史遺産活用事業（2,040 万円 ※沖振交）、石垣市内文化財環境整備事業（102 万 4,000 円 ※沖振交）、川平湾及び於茂登岳保存活用計画策定事業（190 万 7,000 円）の未執行によるものである。

#### （3）資金前渡について

航空貨物代金 1 件について、支出が行われており、適正に処理されていることを認めた。

### 4 契約事務の状況

#### （1）業務委託契約について

主な業務委託契約として、表土剥ぎ委託（24 万 3,864 円）、石垣氏庭園清掃管理業務委託（28 万 8,000 円）、指定文化財等清掃業務委託（178 万 4,593 円）、権現堂消防設備保守点検業務委託（17 万 8,200 円）、平久保のヤエヤマシタン平成 30 年度土壌改良等樹勢回復治療業務委託（89 万 6,400 円）などが締結されており、契約、支出などについて審査を行なった結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## **(2) 使用料及び賃借料の契約について**

主な使用料及び賃借料の契約として、文化財資料室賃借(武元店舗 148 万 3,200 円)、パソコン賃借料(11 万 160 円)などについて締結されており、適正に処理されているものと認めた。

## **5 工事の施工状況**

平成 30 年 9 月末現在で行われた工事は「空調設備設置工事(文化財資料室)」の 1 件で、契約、施工状況、支出などについて審査を行なった結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## **6 財産の管理状況**

### **(1) 行政財産の管理について**

宮良殿内や権現堂などの建物(3 件)、フルスト原遺跡やヤエヤマヤシ群落などの土地(20 件)について管理している。建造物には消防設備や火災通報装置を設置しているが、損害保険は加入していない状況である。

### **(2) 車両の管理について**

3 台の車両を管理しており、損害保険への加入及び支出等について審査の結果、適正に管理されていることを認めた。

## **7 補助金の交付状況**

八重山上布伝承者養成事業補助金(平成 29 年度及び平成 30 年度: 6 万円)を交付しており、補助金の交付申請から確定までを審査した結果、適正に処理されていることを認めた。

## **8 サービスの管理状況**

出退勤管理システムから出力された出勤簿を確認した結果、適正に管理が行われていることを認めた。

## **9 指摘事項等**

### **(1) 支出負担行為書について(是正事項)**

随意契約の場合、根拠法令や規則等を記載するため、支出負担行為書に備考欄が設けられているが、未記入のものが見受けられた。適切に記載していただきたい。

### **(2) 予算の執行について(要望事項)**

9 月末時点で予算現額に対し、執行率は 27.2% である。執行率の低い原因は、平得宇部御嶽遺跡発掘調査事業、大浜地区歴史遺産活用事業、石垣市内文化財環境整備事業、川平湾及び於茂登岳保存活用計画策定事業が未執行であった。2 月上旬現在、2 つの事業は執行しているが、予算執行の観点から適正な時期に事業を開始できるよう

対策を講じていただきたい。

## 《 図 書 館 》

### 1 職員の配置状況

図書館の職員の配置状況は、職員 4 名（館長、資料サービス係 2 名、管理係臨任 1 名）再任用 1 名、その他嘱託職員 4 名、賃金職員 6 名となっている。

### 2 主な事務事業

図書館は、施設及び設備の維持管理、集会室等の使用、施設使用の収入に関すること、図書館資料の選定、収集、整理及び保存、図書館資料の除籍、寄贈及び寄託資料に関すること、図書館資料に関すること、読書案内、教育相談及び調査研究に関すること、他の図書館との相互協力及び図書館資料の相互貸借に関すること、集会及び文化活動の企画及び開催に関すること、視聴覚教育に関すること等を所掌している。

### 3 予算の執行状況

#### (1) 歳入の執行について

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 9 万 8,000 円に対し、調定額は 3 万 4,900 円で、執行率は 35.6% である。また、調定額に対する収入済額は 2 万円で、執行率は、57.3% となっている。

#### (2) 歳出の執行について

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 4,822 万 1,000 円に対し、支出負担行為額は、3,079 万 6,145 円、執行率は 63.9% である。また、支出負担行為額に対する支出済額は、3,079 万 6,145 円で、執行率は 100% となっている。数値は会計システムで抽出したものである。

#### (3) 収入未済額について

収入未済額は、図書館施設使用料 1 万 4,900 円で、後日収入済となっている。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、空調機械設備保守管理委託料（49 万 2,480 円）、日常清掃業務委託料（138 万 2,000 円）、図書館情報システム保守管理委託料（長期継続契約、年額 125 万 7,120 円）、移動図書館システム保守管理委託料（長期継続契約、年額 20 万 4,768 円）等である。

これらにおいて、予定価格調書、契約方法、支出負担行為書、支出調書を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### (2) 使用料及び賃借料の契約について

図書館情報システム賃借料（長期継続契約年額：443 万 2,320 円）、ツールアイ使

用料（25万9,200円）、車両賃借料（長期継続契約年額：26万1,792円）等について契約されており、支出負担行為書、予定価格調書、契約書等の履行状況を審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

### （1）車両の管理について

1台の車両（リース）について管理しており、運行日誌、自動車検査証、任意保険等を審査した結果、おおむね適正に管理されているものと認めた。

## 6 サービスの管理状況

出出勤管理システムから出力された出勤簿を確認した結果、適正に管理が行われていることを認めた。

## 7 指摘事項等

### （1）随意契約の締結に係る事務について（是正事項）

シルバー人材センターとの業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用し、石垣市財務規則第109条第2項第1号に基づき契約締結の前後にその内容を公表しなければならないが、本契約においては、規定に沿った状況がみられないことから改善を求める。

### （2）図書館施設使用申請許可について（注意事項）

石垣市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則では、施設使用する際には許可を受け、使用許可証を交付しなければならないとあるが、今回提出された書類からは紙面は見られないことから、規則に基づき適正に処理されたい。

### （3）使用料について（注意事項）

図書館施設使用料は、石垣市立図書館の設置及び管理に関する条例に基づき前納しなければならないことと規定されているが、平成30年度使用料のうち確認した15件が後納となっていた。未収金の発生につながるばかりでなく、事務負担の増加の要因になることから、条例に基づく適正な管理に努められたい。

### （4）公衆電話使用料について（注意事項）

平成30年度公衆電話使用料に、平成29年度分も含まれていることが認められた。収入は、地方自治法第208条で定める会計年度独立の原則及び地方自治法施行令第142条に定める会計年度所属区分に基づき適切に処理しなければならないが、決裁時において確認をされたい。なお、出納整理期間も経過しているため、修正不可のため、過年度収入として取り扱われたい。

#### **(5) 業務委託契約について（注意事項）**

空調機械設備保守管理委託契約書に甲（図書館）の割印が見られない。契約書が同一であることを証明するための印であるので割印するのが望ましい。随意契約を締結するための支出負担行為書において、備考欄の記載がされてない。支出負担行為書は、随意契約締結の根拠法令や根拠規則などを記載する仕様となっており、財務会計行為の正当性を裏付けるために設けられていることから適切に記載すべきと考える。

## 《 博 物 館 》

### 1 職員の配置状況

博物館の職員配置状況は、職員 4 名（館長、館長補佐兼係長 1 名、係長 1 名、主査兼学芸員 1 名）嘱託員 1 名、賃金職員 1 名となっている。

### 2 主な事務事業

施設等の維持管理に関すること、入館料その他収入に関すること、常設展示及び特別展示に関すること、資料の収集、保管及び利用に関すること、収集資料の調査研究に関すること、収集資料の解説書、目録、研究報告書等の刊行に関すること、資料の寄贈及び寄託に関すること、講演会、研究会、講座等の開催に関すること、博物館協議会に関すること等を所掌している。

### 3 予算の執行状況

#### (1) 歳入の執行について

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 130 万 9,000 円に対し、調定額及び収入済額とも 160 万 2,603 円で、執行率は 122.4%である。

#### (2) 歳出の執行について

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 2,440 万 1,000 円に対し、支出負担行為額は 1,221 万 1,926 円で、執行率は 50%である。支出負担行為額に対し支出済額は 432 万 7,727 円で、執行率は 35.4%となっている。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 業務委託契約について

業務委託契約については、八重山博物館所蔵資料修復保存作業委託業務（沖縄振興特別推進交付金事業：49 万 3,052 円）、八重山博物館所蔵、喜舎場永珣コレクション新聞資料修復保存作業（沖縄振興特別推進交付金事業：547 万 3,234 円）等の契約である。これらについて、予定価格調書、契約書、支出負担行為書等の履行状況を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

#### (2) 使用料及び賃借料の契約について

博物館資料及び寄贈品等の収蔵品を保管する倉庫の賃貸借料（155 万 5,200 円）、複写機賃貸借（長期継続契約：年額 2 万 2,500 円）等について締結されており、入札書、開札調書、予定価格調書、契約書、支出負担行為書、支出調書を審査した結果、おおむね適正に処理されていると認めた。

#### (3) 車両賃借料について

車両賃借料（大型バス利用）については、郷土学習を高めることを目的に、小学生

を対象とした「こども博物館教室」の講座を開催しており、大型バスを利用した自然観察、文化財や史跡めぐり、植物や野鳥観察を行なっている。これらの支出負担行為書、支出調書を審査した結果、適正に処理されていると認めた。

## 5 財産の管理状況について

### (1) 借用財産について

博物館資料等の保管室として、鉄筋コンクリートブロック造トタン葺平屋 330 m<sup>2</sup>、の倉庫を借用している。

### (2) 車両の管理について

1 台の車両を管理しており、運行日誌、自動車検査証、任意保険等を確認した結果、おおむね良好に管理されている。

## 6 サービスの管理状況

出退勤管理システムから出力された出勤簿を確認した結果、おおむね適正に管理が行なわれていることを認めた。

## 7 指摘事項等

### (1) 歳入に関する事項について（是正事項）

平成 30 年度博物館入館料に、平成 29 年度分が含まれていることが認められた。収入は、地方自治法第 208 条で定める会計年度独立の原則及び地方自治法施行令第 142 条に定める会計年度所属区分に基づき適切に処理しなければならず決裁時において確認をされたい。なお、出納整理期間も経過しているため、修正不可のため、過年度収入として取り扱われたい。

### (2) 建物賃貸借料について（是正事項）

随意契約を締結するための支出負担行為書において、備考欄の記載がされてない。支出負担行為書は、随意契約締結の根拠法令や根拠規則などを記載する仕様となっており、財務会計行為の正当性を裏付けるために設けられていることから適切に記載すべきと考える。

### (3) 工事請負契約について（要望事項）

平成 30 年度における工事については、トイレ増改築工事（496 万 8,000 円）の予算が計上されているが、上半期においてなお未執行となっている。早期の事業執行を図り執行率を高めていただきたい。

### (4) 請書の様式について（要望事項）

公用車車検に伴う整備事業に添付されている請書は、内訳の品名等が記入されていない。財務規則で定められている所定の様式を使用するよう要望する。



## 《 給食センター 》

### 1 職員の配置状況

給食センター職員の配置状況は、職員 2 名（所長、補佐兼係長 1 名）、賃金 1 名となっている。

### 2 主な事務事業

給食センターは、施設及び設備等の管理、物品購入の計画及び管理、ボイラーの取り扱い及び機械器具等の維持補修、学校給食の調理に関すること、学校給食の運搬に関すること、施設及び設備等の衛生管理及び防災管理、車両管理及び維持補修に関すること、学校給食会計業務等を所掌している。

### 3 予算の執行状況

#### (1) 歳入の執行について

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 1,000 円に対し、調定額及び収入済額とも 180 円で、執行率は 18%となっている。

#### (2) 歳出の執行について

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 1 億 7,870 万 3,000 円に対し、支出負担行為額は 1 億 5,385 万 7,217 円で、執行率は 86.1%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は 7,321 万 8,382 円で、執行率は 47.6%となっている。

### 4 契約事務の状況

業務委託契約については、石垣市立学校給食センター調理業務等委託（プロポーザル方式 年額 1 億 2,220 万 2,000 円）、汚水処理施設維持管理委託料（116 万 6,400 円）、清掃業務委託（48 万 6,000 円）、第一圧力容器貯湯槽性能検査整備委託（16 万 8,480 円）、大型冷凍冷蔵庫保守管理委託（10 万 8,000 円）等である。

これらについて、支出負担行為書、予定価格調書、契約方法、契約書、契約内容等審査した結果、おおむね適正に処理されていると認めた。

### 5 財産の管理状況

#### (1) 車両の管理について

8 台の車両を管理しており、このうち沖縄 480 ゆ 4637、沖縄 128 さ 1004、沖縄 128 さ 1005、沖縄 128 さ 1405 の車両について、運行日誌、自動車検査証、任意保険等を確認した結果、おおむね良好に管理されている。

#### (2) 備品購入について

給食センター給食配送車両購入（515 万 1,600 円）については、見積書、予定価格調書、指名競争入札指名調書、入札書、開札調書、支出負担行為書、契約書、履行状

況の関係書類等審査した結果、おおむね適正に処理されていると認めた。

### **(3) 物品台帳について**

給食センターの物品会計事務に関しては、物品台帳、備品台帳、調理器具台帳、機器リスト等、物品会計規程に基づき適正に処理されていると認めた。

## **6 サービスの管理状況**

出退勤システムにより出力された出勤簿の各項目を照合した結果、適正に整理されていると認めた。

## **7 指摘事項等**

### **(1) 予定価格調書の封筒について（注意事項）**

予定価格調書の封筒は、件名、日時、場所を記載する項目を設けているが、日時を記載していないものが見受けられたので、適切に記載していただきたい。

## 《 市史編集課 》

### 1 職員の配置状況について

市史編集課の職員の配置状況は、職員4名（課長、課長補佐1名、主任2名）賃金職員1名となっている。

### 2 主な事務事業

事務事業について、石垣市史及び関係資料集の編集発行に関すること、史資料の調査、収集、整理及び所蔵資料の情報提供に関すること、石垣市史及び関連資料集の出荷に関すること、市民文化の向上に関すること、行政文書、公文書の整理及び保管等を所管している。

### 3 予算の執行状況

#### (1) 歳入の執行について

平成30年9月末現在、予算現額は、44万5,000円に対し、調定額は11万6,960円で、執行率は26.3%である。また調定額に対する収入済額は8万6,640円で、執行率は74.1%となっている。

#### (2) 歳出の執行について

平成30年9月末現在、予算現額525万9,000円に対し、支出負担行為額は130万8,658円で、執行率は24.9%である。また、支出負担行為額に対する支出済額は111万785円で、執行率は84.9%となっている。

#### (3) 収入未済額について

平成30年9月末現在、委託販売図書代3万320円の収入未済額が発生していたが、現在は収入済である。

### 4 契約事務の状況

#### (1) 石垣市刊行物の委託販売契約について

石垣市史刊行物は、県内書籍販売店と委託販売契約を締結しており、これらの委託販売契約について、契約書等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### 5 発刊物について

発刊物については、『石垣市史叢書24 参遣状4』250冊、『石垣市史研究資料9 真栄里の民話』400冊は、年度内に発刊予定である。

### 6 サービスの管理状況

出退勤システムにより出力された出勤簿の各項目を照合した結果、適正に整理されていると認めた。

## **7 指摘事項等**

### **(1) 石垣市史刊行物契約書について（指摘事項）**

石垣市史刊行物契約書の一部に、契約期間及び契約日の誤りが認められた。契約内容を記載した書面の精査がされてなく、法的な効力を有していないことから速やかに改め、手続きを行なうよう対処されたい。

### **(2) 請書について（是正事項）**

『石垣市史』資料編統計追加原稿筆耕の請書に収入印紙が未貼付である。印紙税法に基づき契約金額に応じた収入印紙を貼付し割印をされたい。

なお、貼付されないと過怠税を支払う必要もあることから、適正な事務処理を行い財務規則で定められている所定の様式を使用するよう要望する。

《 総務課・予防課・警防課・消防署 》

1 職員の配置状況

総務課の職員配置状況は、課長、課長補佐兼係長 1 名、主任 2 名の計 4 名である。

予防課の職員配置状況は、課長、主査 1 名、主任 1 名の計 3 名である。

警防課の職員配置状況は、課長、主査 1 名、主任 1 名の計 3 名である。

消防署の職員配置状況は、署長、次席兼係長 3 名、所長 2 名、司令補 10 名、士長 12 名、副士長 13 名、消防士 12 名の計 48 名である。

消防本部合計で消防長含め 61 名が配置されており、うち 2 名については、沖縄県消防指令センター（嘉手納町）へ派遣されている。

2 主な事務事業

総務課は、組織及び企画に関すること。条例、規則、規定等の制定改廃に関すること。職員及び消防団員の福利厚生に関すること。消防統計に関すること。財産の取得及び処分の手続き並びに財産の管理に関すること。消防施設の整備に関すること等を含む 22 の事務を所掌している。

予防課は、火災の予防広報及び防火思想の普及及び宣伝に関すること。防火対象物の査察、指導に関すること。防火管理者の指導、教養に関すること。幼年防火クラブ及び女性防火クラブに関すること。危険物施設の許認可に関すること。危険物施設の査察指導に関すること。石油コンビナート等災害防止法に基づく諸届出及び指導取締に関すること。消防法令適合通知交付申請書に関すること等を含む 20 の事務を所掌している。

警防課は、消防計画に関すること。水火災その他の災害の鎮圧及び防御に関すること。消防地理水利の調査及び維持管理に関すること。自衛消防に関すること。災害現場の出動報告に関すること。救急、救助の統計及び情報に関すること。医療機関、警察及び関係機関との連絡調整に関すること。不発弾に関すること。行方不明者の捜索に関すること。開発行為及び中高層建築物における消防施設等設置指導に関すること等を含む 18 の事務を所掌している。

消防署は、署員の教養訓練及び服務に関すること。災害の警戒及び防ぎよに関すること。火災調査及び予防に関すること。救急、救急活動及び事務に関すること。消防団員の訓練及び演習の計画に関すること。火災警報に関すること。消防団に関すること。自主防災組織の訓練指導に関すること等を含む 21 の事務を所掌している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入について

平成 30 年 9 月末現在、予算現額 466 万 7,000 円に対し、調定額は、277 万 625 円で、予算現額に対して執行率は 59.4%である。また、調定額に対する収入済額は、267 万 1,861 円で、執行率は 96.4%となっている。

## (2) 歳出について

平成30年9月末現在、予算現額5億4,675万7,000円に対し、支出負担行為済額は、2億6,634万3,000円で、予算現額に対して執行率は48.7%である。また、支出負担行為済額に対する支出済額は、2億6,321万3,000円で、執行率は98.8%となっている。

## (3) 収入未済額について

9月末時点で消防指令センター派遣職員手当負担分(98,764円)があったが、10月に収納されていることを認めた。

## (4) 資金前渡について

手数料、出席者負担金の5件あり、このうちロープレスキュー受講料の出席者負担金14万4,000円について、適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

### (1) 業務委託契約について

業務委託契約は、汚水処理施設管理委託(消防庁舎:9万9,360円)、浄化槽維持管理委託(伊原間出張所:4万3,200円)、医療廃棄物廃棄物処理(4月~8月分:3万6,739円)、自家用電気工作物保安管理業務(消防本部:19万4,400円)などの契約である。

これらについて、支出負担行為書、契約書等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

### (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、業務用車両賃貸借(長期継続契約 年額:65万5,128円)、伊原間出張所土地賃借(伊原間公民館:6万2,600円)、県有財産(土地)貸付契約(沖縄県空港課:74万3,824円)、貸室賃貸借(消防指令センター派遣職員2人)(97万2,000円、79万1,376円)、複写機賃借(長期継続契約 年額:6万4,800円)、国有財産一時貸付契約(沖縄総合事務局 八重山財務出張所:208万7,930円)等の契約である。

これらについて、契約方法、契約書、契約内容、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 5 工事の施工状況

平成30年度の工事はない。

平成29年度の工事請負契約は、石垣市消防署伊原間出張所新築工事(1億1,617万9,920円)である。

この工事に関する入札書、開札調書、契約書、予定価格調書、採点制限価格調書、支出負担行為書、履行状況等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

## 6 財産の管理状況

### (1) 借用財産について

消防本部庁舎敷地の土地の賃借として、国有地 6,023 m<sup>2</sup>、沖縄県有地 2,737 m<sup>2</sup>をそれぞれ賃借している。国有財産の借入れについては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで、県有財産の借入れは、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの契約である。

伊原間出張所敷地の土地の賃借として、伊原間公民館の所有地 1,136 m<sup>2</sup>を賃借している。伊原間公民館財産の借入れは、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの契約である。

これらの土地の賃貸借について、契約書、支出負担行為書等を審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

### (2) 車両の管理について

車両は、28 台の車両等を管理している。これらの車両等のうち、沖縄 528 す 493 (消防団)、沖縄 828 は 165 (化学消防車)、沖縄 830 ち 99 (救急車)、沖縄 828 る 16 (水上バイクトレーラーの牽引車)、沖縄 88 ろ 5258 (消防団) の車両について、運行日誌、自動車検査証、任意保険等を確認した結果、おおむね良好に管理されている。

## 7 補助金の交付状況

石垣市防火委員会に補助金を交付しており、同委員会の事務局は予防課で、平成 29 年度及び平成 30 年度の補助金は 19 万 5,000 円である。

これらの補助金について、支出負担行為書、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、決算書等を審査した結果、平成 29 年度の防火委員会補助金において、年度を記載していない不適切な文書が見受けられ、概算払いで交付しているが、精算は行われていない。

## 8 サービスの管理状況

出退勤管理システムから出力された出勤簿を確認した結果、夏期休暇について、一部の職員において、日単位ではなく、時間単位での取得が見受けられた。

## 9 指摘事項等

### (1) 歳入について（指摘事項）

平成 29 年度分救急業務応援協定負担金を平成 30 年度同負担金として調定し、収入処理をしているが、調定年度の誤りであり改められたい。

収入は、地方自治法第 208 条に定める会計年度及びその独立の原則、地方自治法施行令第 142 条に定める会計年度所属区分に基づき適切に処理しなければならない。

### (2) 支出負担行為について（是正事項）

県有財産（土地）貸付契約の支出負担行為において、双方が押印し締結した契

約書の写しを契約書案として添付しているが、契約書案として不適切である。

### **(3) 補助金について（是正事項）**

平成 29 年度石垣市防火委員会補助金は、概算払いしているが、精算されていない。石垣市財務規則第 55 条は「支払事務の完了後 7 日以内に精算しなければならない」と規定されており、補助金については、財政援助団体の決算報告を以って補助金額が確定した段階で精算を行うことが適当ではないかと考える。

また、平成 29 年度石垣市防火委員会補助金の確定通知文書の文面に年度が記載されていない。

### **(4) 補助金の請求について（是正事項）**

平成 30 年度石垣市防火委員会補助金の請求書は、予防課で作成されており、7 月 17 日に起案し 4 月 2 日付けの請求書としている。補助金の請求は交付決定後になされるものであり、起案日以後の請求日付で相違はないと考えられるため、4 月に遡った請求書（請求日）の起案のあり方は好ましくないとする。

### **(5) サービスの管理状況（注意事項）**

夏期休暇について、一部の職員において、日単位でなく、時間単位での不適切な取得が見受けられたので、夏期休暇付与の目的を認識のうえ、「日単位」での取得に改められたい。

この注意事項は、前回の定期監査でも指摘されており、改善されていない状況がうかがえる。再三の指摘となるが、職員には夏季休暇の目的を周知させ、不適切な休暇申請がないよう監督されたい。

### **(6) 起案文書について（注意事項）**

起案用紙に設けられている決裁日、文書保存区分、文書番号、あて先、発信者、情報公開の可否について、未記入のものが多数見受けられた。起案用紙は、「石垣市文書取扱規定」に基づいた仕様であり、適切に記入していただきたい。

公文書は実施機関の責務として、石垣市情報公開条例第 3 条第 3 項で「(前略) 文書の作成及び管理を怠ってはならない」としており適切な文書作成に努められたい。

また、一部の職員において、起案用紙の文書保存区分を文書保管区分として表示しており改められたい。

### **(7) 予定価格調書の封筒について（注意事項）**

予定価格調書の封筒は、件名、日時、場所を記載する項目があるが、日時、場所を記載していないものが多数見受けられたので、適切に記載していただきたい。

### **(8) 救急業務応援協定負担金の請求文書について（要望事項）**

救急業務応援協定に伴う負担金の請求文書は、請求金額と救急活動内容として、



救急業務応援協定内容通知（発生日時、発生場所、住所、氏名等）を添付している。しかし、請求金額の内訳として積算内容は記載されておらず、算定根拠は不明である。救急業務応援協定書第6条に基づいており、近年においては、請求先の町村から請求額に関する問い合わせはないとのことだが、請求金額の積算内容を示す必要があるのではないかと考える。

#### **（9）支出調書の保存について（要望事項）**

支出調書を保存（複写）していないことが判明した。支出調書（原本）は、会計課で保存するため、現部署で提出前に複写し、支出負担行為書と併せて保存していただきたい。

◀ 選挙管理委員会事務局 ▶

**1 職員の配置状況**

選挙管理委員会事務局の職員配置状況は、局長、主事2名の計3名である。その他賃金職員3名である。

**2 主な事務事業**

選挙管理委員会事務局は、選挙人名簿の調整、縦覧、異議申立。投票区、開票区の設定改廃。選挙資格の調査。選挙に関する記録の保管整理。選挙の異議申立に関すること等を含む15の事務を所掌している。

**3 予算の執行状況**

**(1) 歳入について**

平成30年9月末現在、予算現額1,601万円に対し、調定額は1,273万6,092円で、執行率は79.6%である。また、調定額に対する収入済額は1,273万6,092円で、執行率は100%となっている。

**(2) 歳出について**

平成30年9月末現在、予算現額7,037万9,000円に対し、支出負担行為済額は、2,502万4,670円で、執行率は35.6%である。また、支出負担行為済額に対する支出済額は1,402万9,106円で、執行率は56.1%となっている。

**4 契約事務の状況**

**(1) 業務委託契約について**

業務委託契約は、石垣市議会議員一般選挙懸垂幕及び期日前投票横断幕制作・設置・撤去業務委託（12万4,200円）、石垣市議会議員一般選挙公営ポスター掲示場設置・維持管理・撤去業務委託（518万4,000円）、沖縄県知事選挙及び沖縄県議会議員補欠選挙ポスター掲示場設置・維持管理・撤去業務委託（412万4,088円）である。

これらについて、予定価格調書、契約書等を審査した結果、おおむね適正に処理されているものと認めた。

**(2) 使用料及び賃借料の契約について**

使用料及び賃借料の契約は、期日前投票システム賃借（43万1,568円）、投票用紙計数機・投票用紙交付機点検（22万5,720円）、投票用紙分類機点検（5万9,400円）である。

これらについて、契約書等を審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

## 5 サービスの管理状況

出退勤管理システムから出力された出勤簿を確認した結果、おおむね良好に管理されている。

## 6 指摘事項等

該当事項はありません。

# 《 農業委員会事務局 》

## 1 職員の配置状況

農業委員会事務局の職員配置状況は、局長、次長兼係長1名、係長1名、主任2名、主事補1名の計6名である。その他嘱託職員1名、賃金職員1名である。

## 2 主な事務事業

農業委員会事務局は、農地等の権利移動の制限。農地等の転用の制限。農地等の利用関係の調整。農業及び農村に関する振興計画の樹立及び実施の推進。農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究。農業及び農民に関する事項についての啓もう及び宣伝。土地改良法に基づく土地交換分合及びこれに付随すること等を含む25の事務を所掌している。

## 3 予算の執行状況

### (1) 歳入について

平成30年9月末現在、予算現額1,004万9,000円に対し、調定額は332万3,948円で、予算現額に対して執行率は33.1%である。また、調定額に対する収入済額は41万5,948円で、執行率は12.5%となっている。

### (2) 歳出について

平成30年9月末現在、予算現額7,464万9,000円に対し、支出負担行為済額は、3,408万9,118円で、予算現額に対して執行率は45.7%である。また、支出負担行為済額に対する支出済額は3,283万6,396円で、執行率は96.3%となっている。

### (3) 資金前渡について

11字会・公民館への豊年祭祝儀に係る前渡資金3万3,000円のほか、3件の祝儀の支出である。

このうち、11字会・公民館への豊年祭祝儀について、預金通帳、支出調書、精算書等を審査した結果、適正に処理されているものと認めた。

## 4 契約事務の状況

### (1) 業務委託の契約について

業務委託の契約は、農地台帳システム保守委託（32万4,000円）である。支出負担行為書、契約書、支出調書等について審査を行なった結果、適正に行われていることを認めた。

### (2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料の契約は、パーソナルコンピューター等賃借（長期継続契約 年額：106,272円）、業務用車両賃借（長期継続契約 年額64万1,520円）である。

このうち、業務用車両賃借について、適正に処理されているものと認めた。

## 5 財産の管理状況

### (1) 車両の管理について

2台の車両を管理しており、1台はリースである。

これらの車両について、運行日誌、自動車検査証、任意保険等を確認した結果、適正に管理されている。

## 7 発刊物の状況

発刊物は、『農業委員会だより』（1,800部予定）を発刊するため、予算計上しているが、上半期において未発刊である。

## 8 サービスの管理状況

出退勤管理システムから出力された出勤簿を確認した結果、おおむね良好に管理されている。

## 9 指摘事項等

### 起案文書について（注意事項）

起案用紙に設けられている決裁区分、文書保存区分、情報公開の可否について、未記入のものが数件、見受けられた。起案用紙は、「石垣市文書取扱規定」に基づいた仕様であり、上記の区分等の必要事項は未記入のままにせず、適切に記入していただきたい。

公文書は実施機関の責務として、石垣市情報公開条例第3条第3項で「(前略) 文書の作成及び管理を怠ってはならない」としており適切な文書作成に努められたい。